

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

二宮町地域公共交通活性化協議会において、平成 28 年 12 月 22 日に、下記事項に関し、  
協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
  - ・別紙のとおり
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
  - ・別紙のとおり
3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
  - ・別紙のとおり
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合にはその条件
  - ・平成 29 年 9 月 30 日（土）をもって休止とする。

平成 29 年 8 月 16 日

二宮町地域公共交通活性化協議会  
会長 大森 宣暁